

令和3年5月25日

国土交通省東北地方整備局
北上川下流河川事務所

重点的撤去区域の公示をしました。

国土交通省北上川下流河川事務所では、旧北上川河口部において河川法の許可を得ず河川区域内に係留している船舶（いわゆる不法係留船）の対策を進めています。

「旧北上川河口部における不法係留船対策計画書（平成30年2月27日策定）」に基づき、旧北上川右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬地区を「重点的撤去区域」に定めていることを公示し、この区域に係留している不法係留船舶に対し、本格的に強制的な撤去措置を実施していきます。

記

1. 第1期重点的撤去区域の範囲
旧北上川 距離標1k600から距離標2k600まで
2. 配付資料 公示（重点的撤去区域）
3. 公開アドレス 【<http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>】

<発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
石巻市蛇田字新下沼80 電話：0225-95-0194（代表）
副所長 高田 浩穂（内線205）
占用調整課長 渡邊 晋（内線341）

公 示

旧北上川河口部における不法係留船対策に係る計画において、第1期重点的撤去区域を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所占用調整課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年5月25日

国土交通省 東北地方整備局長
梅野 修一



1. 河川名

北上川水系 旧北上川

2. 第1期重点的撤去区域の範囲

旧北上川 距離標 1k600 から距離標 2k600 まで

3. 第1期重点的撤去区域における不法係留船対策の実施開始時期

令和3年6月1日

4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却を命ずる。(監督処分を命ずべきものを確知出来ない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。)

命じられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

旧北上川 第1期 不法係留船 重点的撤去区域(1.6k~2.6k) 平面図
(開始時期:令和3年6月1日)

